

7/6

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	芝川郷土史研究会 年会費(5月~3月分)		
年月日	23年7月6日~	年月日	金額 3,072円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土や周辺の歴史と文化を調査研究する。</li> <li>郷土の文化財を守り遺す。</li> </ul>
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究、視察の実施</li> <li>講演会の実施等。</li> </ul>
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見を施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

会費+振込手数料  
 = 3,352円  
 4月分を除外  
 3,352 × 11/12 4月  
 = 3,072円

ご利用明細票

いつもご利用いただき、ありがとうございます。  
 ご利用明細票の内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

処理番号	お取引日	お取引種類	お取引店	振込	振込	振込
6811	230706	振込	401	008		
銀行番号	店番号	口座番号				
時刻	手数料(円)	お取引金額(円)				
14:01	352	3,000				
説明コード		お取引後残高(円)				
		*1,108				
ご案内	処理通番000006					
振込先	富士宮信用金庫					
	芝川支店					
	普通 1064751					
	ツバキヨウトツケツキコウカイ 様					
依頼人	ヨツモト ナスヒサ 様					
	振込手数料 352					



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由 全て政務活動にかかっている	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,072円	100%	3,072円

# 芝川郷土史研究会 会則

## 第 1条 (名称)

本会は芝川郷土史研究会と称す。

## 第 2条 (事務所)

本会の事務所は会長宅に置く。

## 第 3条 (目的)

本会は、郷土や周辺の歴史と文化を調査研究し、それを将来に残す活動を行うことを目的とする。併せて、郷土の文化財を守り、遺し、一層の郷土愛の高揚とこれらの活動を通して会員相互の親睦を図る。

## 第 4条 (事業)

本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1、役員会及び各部会の開催
- 2、調査・研究視察の実施
- 3、講演会の実施
- 4、会誌『かわのり』の発刊、販売、贈呈
- 5、古文書、遺跡、民俗の研究
- 6、会員相互の連絡及び協力の推進

## 第 5条 (会員)

本会の趣旨に賛同する人は、会員となることができる。

- 2 会員に本会の名誉を損なう行為があった場合は、役員会に諮り除名する。

## 第 6条 (会費)

年会費は3,000円(発行の会誌『かわのり』1冊を含む)とし、活動費、講演会講師の謝礼、『かわのり』発行や事務費等、本会の運営上必要な費用に充当する。なお、各研修会の参加費は別途徴収する。

- 2 総会から半年間、会費未納の場合は退会したもとする。
- 3 4条の事業を運営するに当たり、役員会に諮り、臨時に会費を徴収することができる。

## 第 7条 (役員)

本会運営のため次の役員を置く。

- 1、顧問 若干名 会長の求めに応じ、助言等を行う。
- 2、会長 1名 本会の統括を行い、会合の招集並びに総会の議長を務める。
- 3、副会長 2名 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 4、理事 15名以内  
理事会に出席し、総会の提出議案、事業運営に関する事項等に意見を述べる。なお、理事の過半数以上の出席で会議は成立し、議決はその過半数以上とする。
- 5、総務調整部会長 1名  
一般事務及び会計を担当する。総会の招集通知の作成、発送並びに司会を行い、事業報告、会計報告等を行う。なお、理事会や役員の納涼・忘年会や新年会等の庶務事項も併せて行う。
- 6、調査研修部会長 1名  
新年・春期・秋期研修会の計画、下見等の実施並びに参加者への出欠通知の作成、発送等を行う。また、研修資料を作成する。

7、広報編集部会長 1名

会誌『かわのり』の編集、発行、販売及び会のPR活動を行う。

8、監査

2名 会計監査を行い、総会で報告する。

第 8条 (役員を選任と任期)

役員は役員会で選出し、総会で承認を得る。その任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中で辞任する場合、後任者の任期は残存期間とするが、後任が決まるまではその職務を行うものとする。なお、不測の辞任は、総会に諮らず、役員会で後任者を選任できる。

第 9条 (総会)

総会は定期総会と臨時総会とがある。いずれも役員会の承認を得た後、会長が招集する。なお、定期総会は毎年決算終了後3か月以内に行う。総会は会員の3分の1以上が出席(含む委任状)し、議決は出席者の過半数を以て決め、賛否同数の時は議長の決議による。

2 臨時総会は必要に応じて開催できるが、その出席数、議決に関しては定期総会と同様とする。

第10条 (会計)

本会運営に必要な経費は、会費及び寄付金、その他をもって充当する。

2 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第11条 (下見旅費)

研修地の下見をした場合には、下記の旅費を支給する。

- ・運転者: 日当4,000円(含む食事代) + 車代(1km当り@20円×実走行距離) + 有料道路代 + 拝観料等実費
- ・同乗者: 日当3,000円(含む食事代) + 拝観料等実費

第12条 (会則)

会則の変更は必要に応じて行うことができ、役員会に諮った上、総会で承認を得るものとする。

付 則

- 1、本会則は昭和43年3月31日より実施する。
- 2、本会則は令和 元年6月 6日より一部改訂する。
- 3、本会則は令和 2年5月23日より全面的に改訂・実施する。

## 芝川郷土史研究会 会則の細則

### 第 1条 (目的の順守)

会員は、本会においては宗教的行為や政治的行為等の活動は行わず、郷土を愛する純粋な気持ちで、本会の活動を行なうことを旨とする。

### 第 2条 (入会申し込み)

本会に入会する場合は、別に定める「入会申込書」に記入の上、会長宛に届け出るものとする。

### 第 3条 (除名行為)

会員が重大な犯罪を犯した、あるいは本会の名前を悪用した行為を働いた等で、除名することが妥当と思われる場合には除名とする。

### 第 4条 (中途加入者の会費及び使途承認制限)

期間中途で加入する場合の会費は、原則以下とするが、事情を考慮して決める。

① 6か月以上……… 3,000円

② 6か月以内……… 1,500円

2 会運営上必要な費用で、30,000円以上を出す場合は、役員会の承認を得ること。

### 第 5条 (研修会不参加による参加費負担)

参加希望の研修会に、都合で参加できなくなった場合、当日欠席の場合は参加費の半額を負担する。

### 第 6条 (臨時会費の徴収)

本会の創立55周年や60周年の記念行事やそれに類する行事を将来的に行う場合は、臨時に会費を徴収することができる。

### 第 7条 (役員辞任届)

役員が任期途中で辞任する場合は、別に定める「役員辞任届」にその理由を記し、会長宛に届け出るものとし、役員会でその可否を審議する。

2 突然の転勤、大怪我、重病等の不測の事態による辞任の場合で、本会の機能が正常に働かないと判断した場合は、総会を待たず役員会で後任者を選任できる。

### 第 8条 (細則の変更)

細則の変更は必要に応じて行うことができ、役員会に諮った上、総会で承認を得るものとする。

### 付 則

本細則は、令和2年5月23日より実施する。

支出証拠書 (各種団体会費)

7/16

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人 YUNO ほんごりの会 年会費 (7月~3月分)		
年月日	23年7月16日~	年月日	金額 2250 円

会の趣旨・目的	広葉樹を植樹し保全管理する活動により、自然環境の保全を図り、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与する。
会の活動内容等	・広葉樹林づくり ・広葉樹林、里山の啓発活動
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

会計年度 7月から6月までのため

今回 7月から3月までの分を請求する。

$$3000円 \times 9/12月 = 2250円$$

(令和6年4月以降は残金 750円充当)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとおぼろ	2250 円	100 %	2250 円

領 収 証

四本康久 様 No. 5-105

7,000  
R5 YUNOどんぐりの会 会費

5年7月16日 上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税(10%)	
消費税(8%)	
内税額計	

NPO法人  
YUNO どんぐりの会  
会長 松 永 泰



# 特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUNOどんぐりの会という。

### (事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、静岡県富士宮市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広葉樹を植樹し保全管理する活動により、富士宮市の柚野地域を中心に自然環境の保全を図り、地域住民や全国からこの地に訪れる人々に寛ぎの場を提供し、自然と共生する優しい心を醸成することにより、社会に貢献することを目的とする。

さらに、水源涵養林や動物にも優しい環境の再生に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 広葉樹林づくり
- (2) 広葉樹林・里山の啓発活動
- (3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は正会員をもって法上の社員とする。

正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。また、年度途中で入会する会員は、入会時に年会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以下を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後

最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### 第 5 章 会議

#### (種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各一号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人以上が、記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 31 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等により、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、理事の3分の2以上の承諾が得られるならばその限りでない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等にあつては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印しなければならない。

## 第 6 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

### (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

### (会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

### (事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事業部及び事務局

(事業部の設置)

第54条 この法人に、この法人の業務を処理するため、事業部を設置することができる。

- 2 事業部には、事業部長を置くことができる。
- 3 事業部長は、会長が任免する。

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

(組織及び運営)

第56条 事業部及び事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長 松永 泰然

副会長

理事



理事

監事

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員 個人 3,000 円
  - (2) 正会員 団体 10,000 円

これは、当法人の定款である。

静岡県富士宮市上柚野 592 番地

特定非営利活動法人 YUNO どんぐりの会

理事 松永泰然

支出証拠書

7/18

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代 (7月分)		
年月日	23年7月18日~	年月日	金額 6,261円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>	

案分の理由 政務活動の後援金 活動で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,522円	1/2 %	6,261円

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-7	払込金額	¥5206	うち消費税等相当額	円 473
ご契約	戸数	容量	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
4 kW		90	49		
ご使用期間 6月 8日~ 7月 9日					お名前変更 月 日
ご契約変更 月 日					

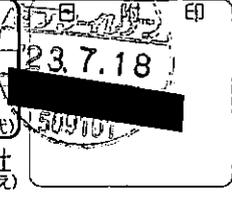
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用	富士宮市	15番(地)	1号
契約	北町		
場所		棟	号
名所			
義	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		

お支払期限日	8月 9日
--------	-------

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先	0120-995-001(代)		
カスタマーセンター	東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)		



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-7	払込金額	¥7316	うち消費税等相当額	円 665
ご契約	戸数	容量	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
40 A			247		
ご使用期間 6月 8日~ 7月 9日					お名前変更 月 日
ご契約変更 月 日					

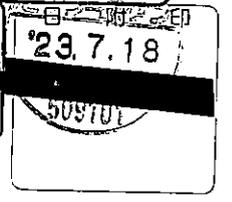
○本領収証により集金員が収納することはありません。

ご使用	富士宮市	15番(地)	1号
契約	北町		
場所		棟	号
名所			
義	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様		

お支払期限日	8月 9日
--------	-------

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先	0120-995-001(代)		
カスタマーセンター	東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)		



整理番号 8-4

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 5 年 8 月 4 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2205 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: 月刊廃棄物 2023年8月号 )
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
05-08-0423357	A93110005	00190-6 655183	*262
取扱店	お取扱店	お取扱店	お取扱店
オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ
払込口座	お取扱店	お取扱店	お取扱店
00190-6 655183	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ
払込金額	お取扱店	お取扱店	お取扱店
*1,943	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ
振替受付票	お取扱店	お取扱店	お取扱店
*262	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ	オカケンチュウナイ

払込みの証拠となるものは、大切に保管し、下書き、消費料金は含まれません。(ゆづちよ銀行)

入金額 \*3,000  
おつり \*795

ゆづちよデビット、新規ご入金 & ご利用で現金600円プレゼント!

印紙税申告納付につき廻向税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2205 円	100%	2205 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

請求書

Page. 1

2023年 7月31日

〒418-0061  
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



代表取締役 四本 康久  
〒101-0061 東京都千代田区千代田3-1-5  
電話 03(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183  
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257  
口座名義 ニッポウビジネス (カ)  
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。

お客様番号 : [REDACTED] お問い合わせ番号 : [REDACTED]

お支払い期限 : 23/09/29

- お買い上げ頂きまして誠に有り難うございます。  
下記の通りご請求申し上げます。

お知らせ  
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943F

						区分
3005	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 2023年8月号 送料 内消費税等	1 1	部	1,843 100	1,843 100 (177)	1 1

区分 : 1. 売上 2. 返品 3. 商品値引 4. その他売上 5. 販促 6. 配送料 7. 代引手数料 8. 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内容	自動車リース料		
年月日	23年 8月 7日~	年月日	金額 25,423 円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 (60,720 円) から、カーナビ・ドライブレコーダー等 対象外経費を除いた 50,847 円の 1/2 相当額を充当する。</p> <p style="text-align: center;">  423-08-07   200        *60,720   トヨタヨウビナビリース(カ)  </p>	

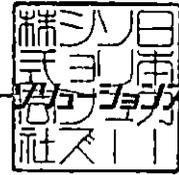
案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	50,847 円	1/2 %	25,423 円

〒 418-0061

静岡県 富士宮市  
北町  
13-3  
四本康久 様



日本カーサービス株式会社



〒 420-0853

静岡県 静岡市葵区  
追手町  
8-1 日土地静岡ビル6F



K015A0001059YA001059

部署 静岡支店営業チーム  
電話 054-205-2641  
担当 [Redacted]

2023年 7月 18日

口座振替通知書

請求書No. 53G54464  
請求先コード [Redacted]

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
内リース料等 ¥60,720	2023年 8月 7日	口座振替
内リース料等 55,200		
内消費税等 5,520		

金融機関名	[Redacted]
支店名	[Redacted]
種目・口座	[Redacted]

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
[Redacted]	220621	15	48	リース料	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
ページ小計-->					60720	5520		55200 (税抜)

請求件数 1件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通信欄

整理番号	8-7
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務所電気代(8月分)		
年月日	23年8月15日~	年月日	金額 6,950円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>>	

案分の理由 政務活動と後援会 活動比率	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,900円	1/2 %	6,950円

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-8	払込金額	¥ 7136	うち消費税等相当額	円 648
ご契約	4 kW	戸数	90	ご使用量kWh	159
ご使用期間	7月10日~ 8月 7日		ご契約変更	月 日	月 日

○本領収証に於ける集金員が収納するものと異なります。

ご使用契約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様
お支払期限日	9月 7日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			



(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

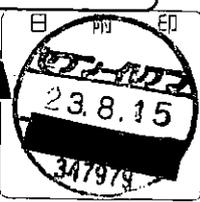
口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	5-8	払込金額	¥ 6764	うち消費税等相当額	円 614
ご契約	40 A	戸数		ご使用量kWh	238
ご使用期間	7月10日~ 8月 7日		ご契約変更	月 日	月 日

○本領収証に於ける集金員が収納するものと異なります。

ご使用契約場所	富士宮市 北町 15番(地) 1号 棟 号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ 様
お支払期限日	9月 7日

上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアをお願いいたします。

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号	[REDACTED]		
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		
東京電力エナジーパートナー株式会社 (お客さま控え)			



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	全日本鹿協会 (年会費)		
年月日	23年8月17日~	年月日	金額 6660円

会の趣旨・目的	鹿の保護管理及び資源としての持続的活用を図ることにより鹿と人間の共生を目指す。
会の活動内容等	鹿、養鹿及び生畜物に関する調査及び研究、情報収集提供
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見などを県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

補記: 今年度の年会費の納入原票を添付の通り 7月31日付まで一年分充当する

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由 全政務活動にかかるとする	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6660円	100%	6660円

振替払込金受領証 振替受付票

総合

取扱年月日	05-08-17	取扱時刻	12:23	摘要	
取扱店番号	23432	処理通番	N021	被代行店番号	

請求種別

電信払込み

受取先口座番号 10280 - 3715311 お受取人おなまえ 全日本鹿協会 様

送金元口座番号 送金人おなまえ ツモト ヤスヒサ 様

送金金額 \*6,000 円 料金(税込) \*660 円 特殊取扱料金(税込) 円  
 合計金額 \*6,660 円

税込料金合計 \*660 円 内消費税(10%) \*60 円

通知番号桁数 桁 払出明細番号 号 受入明細番号 2 号

ご依頼人おとこ

富士宮市北町  
13-3

ご注意

- この受領証(受付票)は、お取扱いの証拠となるものですから大切に保管してください。
- 口座番号の先頭の数字が「0」の場合は振替口座、「1」の場合は総合口座です。

(取扱店)

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

登録番号: T5010001112730

(特番333)

〒416-0001 静岡県内2-7-2 34630(2023.02.15)

NP ゆうちょ銀行

# 全日本鹿協会規約

Japan Deer Society (全鹿協; J.D.S.)

平成2年3月16日施行  
平成21年7月1日改定  
平成22年4月21日改定  
平成28年5月25日改定

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 本会は、全日本鹿協会（以下「協会」）と称する。英名はJAPAN DEER SOCIETYとし、略称は全鹿協（J.D.S.）とする。本会は平成2年3月に設立された全日本養鹿協会の事業を継承し、平成21年7月に名称を改定した。

### (事務所)

第2条 協会は事務所を設ける。場所等については、内規で定める。

### (目的)

第3条 協会は、鹿の保護管理および資源としての持続的活用を図ることにより、鹿と人間の共生を目指すことを目的とする。

### (事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鹿、養鹿及び生産物に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- (2) 鹿の繁殖、飼養管理、衛生技術改善及び普及
- (3) 鹿の生産物及び加工品の流通推進業務
- (4) 鹿及び養鹿に関する研修会及び研究会の開催等
- (5) 鹿及び養鹿事業に関する国際交流
- (6) 鹿及び養鹿事業に関する印刷物、出版物の刊行
- (7) 鹿の系統に関する登録
- (8) その他協会の目的を達成するために必要な事業

### (規程)

第5条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、規定で定める。

## 第2章 会 員

### (会員の種別及び資格)

第6条 協会の目的に賛同するもの又は団体は、以下の種別の会員になることができる。

- (1) 正会員（個人、団体）
- (2) 賛助会員
- (3) 学生会員

### (入会)

第7条 協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなくてはならない。

(脱退)

第8条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、協会を脱退する。

- (1) 会員から脱退届があったとき
- (2) 会員たる資格を喪失したとき
- (3) 禁治産若しくは準禁治産又は破産宣告を受けたとき
- (4) 死亡または解散
- (5) 会費を引き続き2年以上納入しないとき
- (6) 除名

(除名)

第9条 会長は、次の各号の事由の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を毀損する行為をしたとき
  - (2) 規約又は総会の決議を無視する行為をしたとき
- 2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第10条 会費は、入会の際に会員の種別に応じて総会で別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年度会員の種別に応じて総会で別に定める会費を納入しなければならない。
- 3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(届出)

第11条 会員は、その氏名（会員が団体の場合には、その名称、代表者の氏名）、住所（会員が団体の場合にはその所在地）又は定款若しくは寄付行為若しくはこれに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なく協会にその旨を届け出なければならない。

- 2 会員が団体である場合には、あらかじめ会員の代表者としてその権利を行使する者を協会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第12条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上 20人以内
  - (2) 監事 2人以上 3人以内
- 2 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、正会員以外の者から理事5人以内を選任することができる。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうちから会長1人、副会長4人以内及び事務局長1名を互選する。

(役員職務)

第13条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 事務局長は、会長及び副会長を補佐し事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事会を組織し業務を執行する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

## (役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。しかし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (任期満了又は辞任の場合)

第15条 任期満了又は辞任により役員定数を欠くに至った場合は、退任した役員は、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## (役員解任)

第16条 協会は、役員が協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、解任することができる。この場合には、協会は、その総会の開催日の10日前までにその会員に対して、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

## (役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規程にかかわらず、常務役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

## (顧問及び参与)

第18条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、協会運営上の重要事項について、会長の諮問に応ずる。

## 第4章 総会

## (総会の種別等)

第19条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において、出席正会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき。

(2) 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(3) 民法第59条第4号の規定により監事が召集したとき。

## (総会の招集)

第20条 総会は、前条第4項第3号に規定する場合を除き、会長が召集する。

2 前条第4項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の10日前までに、その目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

## (会議の決議方法等)

第21条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 正会員は、総会において各1個の表決権を有する。賛助会員、学生会員は表決権を有しない。

3 総会においては、前条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ、決議することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。

4 総会の議事は第23条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (議会の決議事項)

第22条 この規約において、別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

(1) 規約の変更

- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 入会金、会費（個人・団体）及び賛助会費の額並びにその徴収方法決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支計算、正味財産増減計算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(特別決議事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分の2以上による議決を必要とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第24条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに協会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は議長が作成し、次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席会員数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の機構等)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 監事は、必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第27条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決議するものとする。

- (1) 事業計画等総会に付議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事
- (3) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (4) 諸規程の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

(規定の準用)

第28条 第19条第4項第2号、第20条第3項、第21条（第3項ただし書を除く。）、第24条及び第25条の規定は、

理事会について準用する。

## 第6章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうちから、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 事務局等

(事務局及び職員)

第30条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(業務の執行)

第31条 協会の業務の執行の方法については、規定に定めるもののほか、理事会で定める。

(書類及び帳簿の備え付け)

第32条 協会は、事務所に、民法第51条及びこの規約で定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置なければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 協会の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金、会費及び賛助会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 事業に伴う収入
  - (5) 資産から生ずる収入
  - (6) その他の収入
- 2 協会の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。
  - 3 基本財産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。
    - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
    - (2) 理事会で基礎財産に繰り入れることが議決した財産
  - 4 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、協会の事務遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の決議を経て、その一部若しくは全部を処分し、又は担保に供することができる。

5 普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第35条 協会の資産は、協会が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(収支計算の方法等)

第36条 協会の経費は、資産の額を超えて支弁してはならない。

2 第4条に掲げる事業のうち補助事業に係る経理については、特別の勘定を設けて他の事業に係る経理と区分して経理しなくてはならない。

3 毎事業年度の収支決算における収支差額については、翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第37条 協会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の予算が直近に開催される総会において決定したときは、失効するものとし、当該収入及び支出があるときは、これを当該年度の予算に基づいて実行したものとみなす。

(監査等)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。

## 第9章 残余財産の処分

(解散の場合の残余財産の処分)

第40条 協会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、協会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

## 第10章 雑則

(細則)

第41条 この規約において別に定めるもののほか、協会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

以下の内規は規約第27条(4)に基づき臨時理事会にて制定された内容である。

平成27年12月8日制定

## 全日本鹿協会内規

全日本鹿協会規約の事業を円滑に運営するため内規を定める。

### 1 事務所の設置

全日本鹿協会規約第2条に基づき以下に事務所を設置する。

〒252-0880 藤沢市亀井野1866 日本大学生物資源科学部内。

### 2 幹事会

会長、在京副会長、事務局長から構成する。原則として隔月に開催し、本会の運営に当たる。

### 3 事務局の組織と役割

- ・事務局長は事務局員を会員の中から選び、会長の承認を得る。
- ・事務局には庶務・会計、企画、出版・編集、広報（ホームページ・フェイスブック等）の担当を設ける。

### 4 日本鹿研究の刊行

編集委員会を設置し、会誌の編集を行う。

### 5 会議等

- ・事務局長は事務局会議を適宜開催し、会務の円滑な推進を図る。
- ・会議場所は事務局の所在地を原則とするが、他で適宜行うこともできる。

### 6 諸経費

#### 6.1.1 交通費

理事会、幹事会、事務局会議等に出席するための交通費は実費を支給する。ただし、最短経路・最安値とし、新幹線・航空機・車輛等の利用については、事務局長の承認を必要とする。

#### 6.1.2 日当

支給しない。

#### 6.2 宿泊を伴う出張

日帰りを原則とするが、やむを得ず宿泊する場合には交通費と宿泊費（8,000円/日を限度）を支給する。

#### 6.3 海外調査

50,000円を限度に支給する。ただし、調査報告書の提出を行う。

#### 6.4 アルバイト

アルバイトの雇用に際しては、交通費は実費、日当は950円/時を限度に支給する。

### 7 ワーキングチーム（WT）の設置

外部資金を使って業務を遂行するWTは専門委員会とし別会計とする。

以上

2023年7月31日

会員各位

全日本鹿協会  
会長 橋爪 秀一

日本鹿研究第14号の送付および会費納入のお願い

日頃は協会運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

日本鹿研究第14号を同封させていただきます。また、今年度の会費をお支払いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、行き違いでお振込いただいておりますら、何卒ご容赦くださいませ。

以上

全日本鹿協会

事務局 〒438-0803 静岡県磐田市富丘 678-1  
静岡県立農林環境専門職大学短大  
小林研究室内  
E-mail: Japandeesociety@gmail.com

過年度会費状況	
今年度会費	¥6,000
支払い総額	¥6,000

振込先

ゆうちょ銀行

口座番号 普通 10280-0371531 口座名義 ゼンニホンシカキョウカイ  
あるいは、店名 (〇二八) 普通 口座番号 0371531

恐れ入りますが、振込手数料はご負担お願いいたします。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費) 事務所費・人件費		
内容	事務所電話使用料 (令和5年7月分)		
年月日	令和5年8月17日~令和	年月日	金額 3,238 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

支払合計額 7797 円 - ケーブルテレビ料 1,320 円 = 政務活動費請求対象額 6,477 円

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,477 円	1/2 %	3,238 円

四本 康久 様

発行番号 2020311400

発行日 2023年 8月17日

株式会社TOKAIケーブル

〒410-0053 沼津市



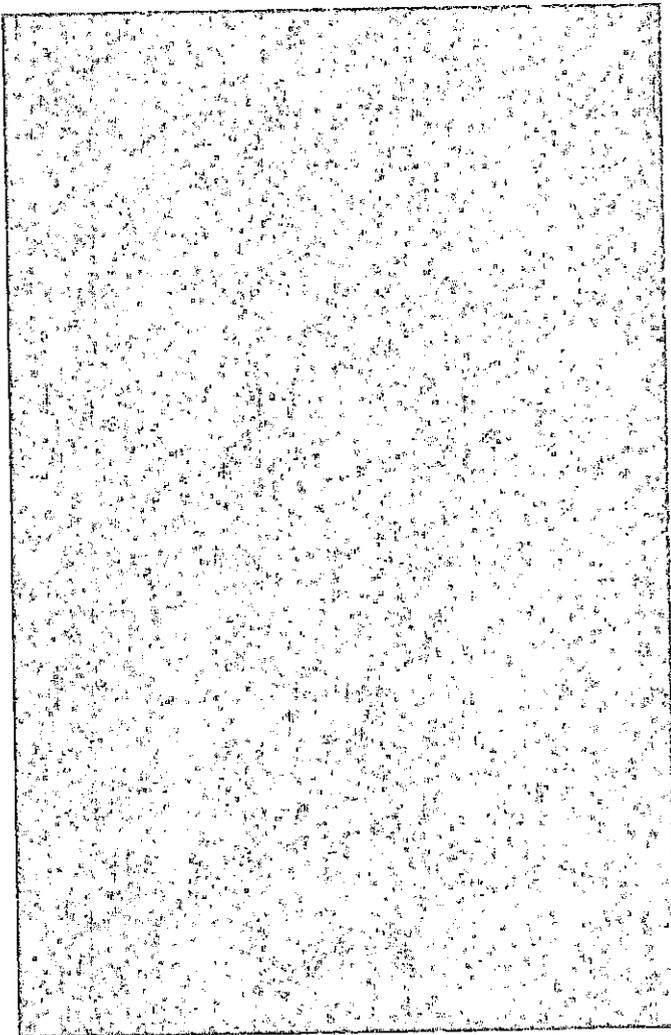
お問合せ先 0120-696-942

領収書

領収金額 ¥7,797

項目	金額
2023年7月分	¥7,797
※電話関係料金は前月利用分となります。	

但し、テレビ・インターネット・ひかり電話利用料として  
上記の金額 2023年7月カード決済 にて正に領収致しました。



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和5年8月21日	~令和 年 月 日	金額 2,120円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> </ul> <input checked="" type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 8月21日 8時30分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETC/クレジット) 車種 1 取扱番号 A01308-216970-716311 <small>※通行料金は消費税10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 8月21日 21時27分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- (ETC/クレジット) 車種 1 取扱番号 A31308-217165-980826 <small>※通行料金は消費税10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
------------	--	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120円	100%	2,120円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡東部電力総連「労使交流会」参加		
年月日	23年8月23日	金額	2020円

目的	静岡県東部電力総連「労使交流会」参加
使途	交通費・駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	交流会と通い、電力エネルギー問題等を聴取。 今後の県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 富士 料金所(至) 沼津 23年 8月23日 17時13分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥660-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A01308-239089-017421</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 沼津 料金所(至) 富士 23年 8月23日 20時36分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥660-</p> <hr/> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A01308-239098-041826</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p style="text-align: center;"><b>領収書</b></p> <p style="text-align: center;">三島市営 三島駅南口駐車場 0120-70-8924</p> <p>23-08-23 17:36</p> <p>精算08-23 19:55 駐車時間 2時間19分 駐車料金 700円</p> <p>割引 0円</p> <p>前払現金 0円 釣銭 700円 #1-156859</p>
---	---	--

案分の理由 全て政務活動にかかっている。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2020円	100%	2020円

令和5年7月吉日

静岡県議会議員  
四本 康久 殿

静岡県東部電力  
会長 平田



## 静岡県東部電力総連「労使交流会」への参加のお願いについて

拝啓 盛夏の候 皆様さま方には益々ご清勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より静岡県東部電力総連に対し、格段のご指導とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもの定時大会に併せて実施しております「労使交流会」につきまして、2019年以降、新型コロナウイルス感染症の予防対策として見送りをさせて頂いておりましたが、本年5月より「5類感染症」に移行されたことから、本年は下記のとおり計画させて頂きました。

電力関連産業を取り巻く環境は未だ厳しい状況が続いておりますが、これまで築き上げてきた労使の信頼関係のもとで、低廉で安定した電気を安全にお届けすることができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではありますが、労使交流会にご臨席を賜りご激励を頂戴したくご案内申し上げます。 敬 具

### 記

1. 日 時 令和5年8月23日(水) 17:30 受付開始、18:00 開会
2. 場 所 三島商工会議所1F TMOホール (三島駅南口から徒歩5分)  
住所: 三島市一番町2-29 電話 055-975-4441
3. 内 容 18:00~19:30 東電グループ「労使交流会」

\*恐れ入りますが、出欠のご連絡を8月4日(金)までをお願いいたします。

連絡先 事務局 東電労組静岡地区本部内 担当   
住 所 静岡県沼津市大手町3-7-25  
電 話 055-963-3673 fax 055-963-3896

以 上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 5 年 8 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 8月25日 14時57分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A03308-259581-115321</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p><b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 8月25日 19時 2分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A03308-259607-897027</p> <p><small>※通行料金は消費税10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120 円	100 %	2,120円

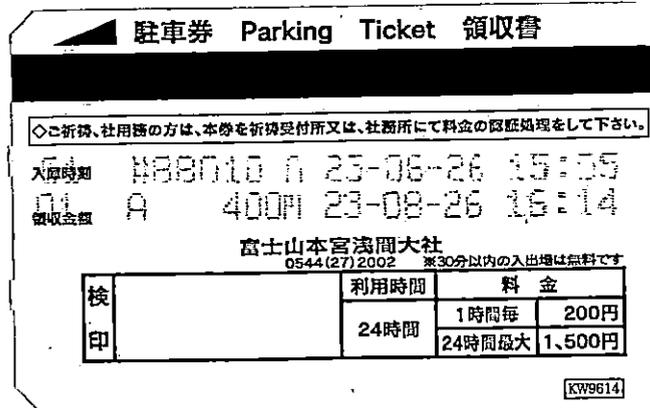
支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	富士山本宮浅間大社訪問		
年月日	23年8月26日~	年月日	金額 400円

目的	富士山富士の状況確認
使途	駐車代
政務活動・ 県政との 関連性	関係者より意見聴取を行い、今後の県政策に 反映させる

《領収書貼付枠》



印字が不鮮明のため補記  
23-08-26 400円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている	400円	100%	400円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 5 年 8 月 28 日	~ 令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理	
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料	
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>	
《領収書貼付枠》	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 8月28日 12時 4分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A06308-288109-330826</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 8月28日 17時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,060-</p> <p>(ETCクレジット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A06308-288123-283928</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	/	2120 円
		100 %	



# ENEOS

## 納品書(領収書)

2023年08月03日 22:02

売上  
Tカード会員 様

現金会員  
車両番号 実車番

レギュラー P01  
数量 28.57L \*  
単価 (175円) ¥5,000

合計 ¥5,000  
(消費税10%対象 ¥5,000  
内消費税等 ¥455)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥5,000  
Tカード番号: [REDACTED]  
Tカード種別: 基本P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにてご確認下  
さい。

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

株式会社 ENEOSウイング  
沼津バイパス上りTSセルフ  
静岡県 沼津市東権路37-2  
TEL:055-929-7121 SS-481138  
シートNo 7826-01  
テ-ルNo2584-2586  
100EW 2023/08/04

# EneJet Tカード

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2023/08/07(月)21:18

Tカード会員 様

売上  
レギュラー  
021000 ¥4811  
28.30L @170.0 L-6 N-16  
割引適用(020205)  
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,811  
(10%対象 ¥4,811  
内消費税 ¥437)  
合計 ¥4,811  
お預り ¥5000 お釣り ¥189  
上記にて領収書とさせていただきます。

Tカード種別: 基本P  
今回計  
利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認下さい。  
当日給油レシートで  
トール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.4975 担当:0001

POS番号01  
2023/08/07 釣銭伝票No.6500

## おつり引換券

2023/08/07(月)21:18  
釣銭金額 ¥189  
2023/08/07 釣銭番号 6500

2806500001893



# EneJet Tカード

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2023/08/11(金)21:00

Tカード会員 様

売上  
レギュラー  
021000 ¥4470  
25.69L @174.0 L-4 N-10  
割引適用(020205)  
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,470  
(10%対象 ¥4,470  
内消費税 ¥406)  
合計 ¥4,470  
お預り ¥10000 お釣り ¥5530  
上記にて領収書とさせていただきます。

Tカード種別: 基本P  
今回計  
利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpにて  
ご確認下さい。  
当日給油レシートで  
トール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.0039 担当:0001

POS番号01  
2023/08/11 釣銭伝票No.7521

## おつり引換券

2023/08/11(金)21:00  
釣銭金額 ¥5,530  
2023/08/11 釣銭番号 7521

2807521055308



# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2023/08/15(火)13:37  
Tカード会員

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥2930  
16.84L @174.0 L-5 N-13  
割引適用(020205)  
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,930  
(10%対象 ¥2,930)  
内消費税 ¥266  
合計 ¥2,930  
お預かり ¥5000 お釣 ¥2070  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用Tポイント  
利用可能Tポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認下さい。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.4523 担当:0001

POS番号01  
2023/08/15 釣銭伝票No.8684

## おつり引換券

2023/08/15(火)13:37  
釣銭金額 ¥2,070  
2023/08/15 釣銭番号 8684

2808684020707



# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2023/08/21(月)02:54  
Tカード会員

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥5290  
30.40L @174.0 L-4 N-10  
割引適用(020205)  
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥5,290  
(10%対象 ¥5,290)  
内消費税 ¥481  
合計 ¥5,290  
お預かり ¥10000 お釣 ¥4710  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用Tポイント  
利用可能Tポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認下さい。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.2136 担当:0001

POS番号01  
2023/08/21 釣銭伝票No.0410

## おつり引換券

2023/08/21(月)02:54  
釣銭金額 ¥4,710  
2023/08/21 釣銭番号 0410

2800410047101



# EneJet ドトールコーヒー

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet富士宮バイパスSS  
静岡県富士宮市ひばりが丘700  
TEL:0544-27-4402  
2023/08/25(金)20:16  
Tカード会員

売上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4740  
26.48L @179.0 L-6 N-16  
割引適用(019818)  
3円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,740  
(10%対象 ¥4,740)  
内消費税 ¥431  
合計 ¥4,740  
お預かり ¥10000 お釣 ¥5260  
上記にて領収書とさせていただきます  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用Tポイント  
利用可能Tポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認下さい。  
当日給油レシートで  
ドトール単品ドリンク  
1杯30円引き(セットを除く)  
※当店のみ、発行当日のみ有効。  
お1人様1回1枚の利用となります  
No.7591 担当:0001

POS番号01  
2023/08/25 釣銭伝票No.1405

## おつり引換券

2023/08/25(金)20:16  
釣銭金額 ¥5,260  
2023/08/25 釣銭番号 1405

2801405052605



# EneJet

## 領収書

岡重株式会社  
EneJet小泉SS  
静岡県富士宮市小泉155-3  
TEL:0544-25-5822  
2023/08/28(月)20:31  
Tカード会員様

元上 Tカード会員  
レギュラー  
021000 ¥4940  
27.91L @177.0 L- 2 N- 4  
割引適用(019818)  
3円/L.個 割引 済み

小計 ¥4,940  
(10%対象 ¥4,940  
内消費税 ¥449)  
合計 ¥4,940

お預かり ¥10000 お釣 ¥5060  
上記にて領収書とさせていただきます  
Tカード:基本P  
特別P  
今回計

利用Tポイント  
利用可能Tポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Tカードにポイントが  
加算されないことがあります。  
詳細はwww.tsite.jpに  
てご確認下さい。

No.7983 担当:0001  
POS番号01  
2023/08/28 釣銭伝票No.5531

## おつり引換券

2023/08/28(月)20:31  
釣銭金額 ¥5,060  
2023/08/28 釣銭番号 5531

2805531050603



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等謝金・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料		
年月日	23年8月28日~	年月日	金額 8,800円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

13 D 5- 8-28

17,600 リコーリース(カ)

案分の理由 政務活動費と後援会活 動で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	17,600円	1/2 %	8,800円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 5 年 8 月 29 日	~ 令和 年 月 日	金額 2,120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 8月29日 16時12分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A07308-298559-526623 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>  料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 8月29日 20時30分 <hr/> 通行料金 ¥1,060- <hr/> (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A07308-298571-281926 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
------------	--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,120 円	100 %	2,120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 5 年 8 月 30 日	~ 令和 年 月 日	金額 2120 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理		
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料		
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>⊙ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>		
《領収書貼付枠》	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 23年 8月30日 12時55分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A08308-308746-659928</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 23年 8月30日 21時57分</p> <hr/> <p>通行料金 ￥1,060-</p> <p>(ETC/レゾット) 車種 1</p> <p>取扱番号 A08308-308769-552422</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

整理番号 8-19

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	書籍購入代		
年月日	令和 5 年 8 月 31 日~令和 年 月 日	金額	5060 円

目的	県政・社会情勢に関する情報収集
使途	書籍購入 (書籍名: D-file 2023年8月発行号 上・下 )
政務活動・ 県政との 関連性	県政・関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-08-31	23357	A93110011
取扱店	ジャスコカクンチョウナイ	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*4,950	料金 *110
振替受付票		
払込みの証拠となるものは、大切に保存し、下さない。消異料等には含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,100	
おつり	*5,040	
ゆうちょビット新規ご入金 & ご利用で現金500円プレゼント!		

印紙申告納付につき納回機務器承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	5060 円	100%	5060 円

※案分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

四本 康久 様

イマジン出版株式会社

下記の通り納品致します。

代表取締役 片岡幸三  
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
TEL 03-3942-2520  
FAX 03-3942-2623

¥4,950

行	商 品 名	部 数	定 価	合計金額
1	D-file 2023年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

四本 康久 様

イマジン出版株式会社

下記の通り御請求申し上げます。

代表取締役 片岡幸三  
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8  
TEL 03-3942-2520  
FAX 03-3942-2623

¥4,950

行	商 品 名	部 数	定 価	合計金額
1	D-file 2023年8月発行号(7月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合計	2	4,950

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (公明、聖教新聞)		
年月日	令和5年8月31日~令和	年 月 日	金額 3,821円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	23年 8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

<<領収書

新聞購読料 領収証  
四本 康久様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2023年8月分  
領収金額 ¥3,821  
領収日 8月31日

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。  
(10%対象 0)  
(8%対象 3,821)

販売店 稲葉 和弘  
住所 富士宮市上柚野1-2  
TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503  
お申込No. XXXXXXXXXX



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,821円	100%	3,821円

整理番号 8-2/

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年月日	令和5年8月1日	～令和 年 月 日	金額 4,427円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	23年8月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久

様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930



領収書

4,427円

2023年8月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党東部地区委員会  
〒410-0312 沼津市原698-1  
TEL 055-968-7150  
FAX 055-968-7155

領収日

投書



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,427円	100%	4,427円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 (静岡・岳南朝日・富士ニュース・朝日・農業新聞) 8 月分		
年月日	23年8月31日~	年月日	金額 12,780 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集																										
使途	23年 8 月購読料																										
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。																										
<<領収書貼付枠>>  【内訳】  <table border="0" style="width:100%"> <tr> <td style="width:30%">静岡新聞</td> <td style="width:20%">3,300 円</td> <td style="width:30%">[ 05-08-31   200  </td> <td style="width:20%">12,780   シンワックス  </td> </tr> <tr> <td>朝日新聞 (朝夕刊)</td> <td>4,900 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>岳南朝日新聞</td> <td>977 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>富士ニュース</td> <td>980 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業新聞</td> <td>2,623 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td></td> <td>12,780 円</td> </tr> </table>				静岡新聞	3,300 円	[ 05-08-31   200	12,780   シンワックス	朝日新聞 (朝夕刊)	4,900 円			岳南朝日新聞	977 円			富士ニュース	980 円			農業新聞	2,623 円			計			12,780 円
静岡新聞	3,300 円	[ 05-08-31   200	12,780   シンワックス																								
朝日新聞 (朝夕刊)	4,900 円																										
岳南朝日新聞	977 円																										
富士ニュース	980 円																										
農業新聞	2,623 円																										
計			12,780 円																								

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	12,780 円	100%	12,780 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃貸料 ( 9 月分)		
年月日	23年8月31日~	年月日	金額 31,231円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

1'23-08-31	200	*62,000 ソウキン カ)アサヒケンセツ
2'23-08-31	200	*462 振込手数料

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	62,462円	1/2	31,231円
		%	



令和5年	氏名	支払額	領収印
8 月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

24時間 × 1,000円 = 24,000円

令和5年	氏名	支払額	領収印
8 月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

36時間 × 1,000円 = 36,000円

令和5年	氏名	支払額	領収印
8 月	[REDACTED]	24,000	[REDACTED]

24時間 × 1,000円 = 24,000円

令和5年	氏名	支払額	領収印
8 月	[REDACTED]	36,000	[REDACTED]

36時間 × 1,000円 = 36,000円

令和5年	氏名	支払額	領収印
8 月	[REDACTED]	30,000	[REDACTED]

30時間 × 1,000円 = 30,000円

支出証拠書

9/6

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (日本教育新聞)		
年 月 日	令和 5 年 9 月 6 日	~ 令和 年 月 日	金 額 2,750 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	23年 8 月 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

| 05-09-06 | 200 | 2,750 | SMBC(三井住友) |

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	100%	2,750 円